

公益財団法人尾瀬保護財団職員の給与及び旅費に関する規程

(平成7年8月3日議決)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人尾瀬保護財団職員の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この規程により職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、退職手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬とする。

(給与の額及び支給方法等)

第3条 前条に定める職員の給与の額及び支給方法については、群馬県職員の例による。

2 前条及び前項の規定によりがたい場合の給与の種類及び額は、予算の範囲内で理事長が別に定める。

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員の給与は、派遣協定に基づき支給する。

(旅費の額及び支給方法)

第5条 職員の旅費の額及び支給方法については、群馬県職員の例による。

附 則

この規程は、平成7年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日施行)